

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による介護補償に係る金額（平成8年岩手県告示第481号）の一部を次のように改正し、介護補償のうち令和7年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和7年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	[略]		常時介護を要する状態	[略]	
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>81,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>85,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	[略]		随時介護を要する状態	[略]	
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>40,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>42,700円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
備考 改正部分は、下線の部分である。					